

■学習支援員等の育成・派遣

- ・必要な専門職員を育成・派遣

<目的>

大学等と連携して、発達障害などの支援にかかる講座を実施し、研修受講者を講演会での講師や学習支援員として育成・派遣する。

■発達相談等の実施

- ・社会福祉士、臨床心理士等による相談
- ・発達検査、診断等の実施
- ・ことばの療育支援

<目的>

臨床心理士等の相談を実施するとともに、発達の情報などを専門職者、専門機関につなぐことで、効果的な自立支援が可能となる。

■障害者理解促進

- ・小・中学校児童生徒に対する障害者理解の講演会の実施
- ・地域住民、官公庁職員に対する障害者理解の研修会の実施

<目的>

児童生徒及び教員が、障害のある方とのふれあいなどを通じて、障害に対する理解を深めるとともに、地域や官公庁でも研修会を実施して、偏見や差別のない共に生きる地域社会となるよう支援する。

<職員配置>

- ・臨床心理士
- ・社会福祉士
- ・発達相談支援員

<派遣型職員>

- ・学習支援員
- ・特別支援教育巡回指導員

■支援体制の強化

- ・幼稚園、保育園から高校教員などへの障害者支援に関する研修会の実施
- ・保護者サポート（ペアレントメンター等の派遣）
- ・大学等研究機関との連携

<目的>

障害支援者や保護者の支援体制を整備する。